

法務省民二第513号
令和4年3月31日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い
について（租税特別措置法第84条の2の3関係）（通知）

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下「改正法」という。）が本月22日に成立し、本日公布されたところ、改正法の施行に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第84条の2の3の規定に係る不動産登記事務の取扱いについては、平成30年3月31日付け法務省民二第168号当職通知「租税特別措置法第84条の2の3第1項の規定の施行等に伴う不動産登記事務の取扱いについて」、同年11月15日付け法務省民二第611号当職通知「租税特別措置法第84条の2の3第2項の規定の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」及び令和3年3月31日付け法務省民二第677号当職通知「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（租税特別措置法第84条の2の3関係）」のほか、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 適用期限の延長

租特法第84条の2の3第1項及び第2項の適用期限について、「令和4年3月31日」とされていたところ、「令和7年3月31日」に延長された（改正法第11条）。

2 適用の対象となる課税標準（不動産の価額）の上限額の引上げ

